

平成16年度上半期における随意契約の調査結果について (社会保険庁本庁分)

1. 調査の概要

- (1) 平成16年度上半期における社会保険庁(本庁分)の総契約数は1,879契約、うち調査対象となる随意契約数は1,741契約(総契約数の93%)である。

	工事	製造	購入	役務等	計
霞ヶ関庁舎分	14	100	70	163	347
社会保険業務センター分	—	681	226	313	1,220
社会保険大学校分	—	7	101	66	174
合計	14	788	397	542	1,741

(注) 1. 契約件数には、本年9月30日までに支払いがないものは含んでいない。

2. 電気、ガス、水道、郵便料金、電話料金及びNHK放送受信料は除いている。

- (2) 随意契約の主なものは、①庁舎・宿舍の設備に係る保守・点検業務、②管理換帳票(本庁で一括調達し、地方庁へ管理換えする年金手帳、被保険者証等の帳票)の梱包・発送業務等の役務関係契約、③管理換帳票やセンター帳票(社会保険業務センターで処理する年金給付関係に使用する各種届書等)の印刷関係の契約であり、これらで全体の7割を超えている。
- (3) 平成16年度上半期に随意契約した1,741契約について、次の(ア)～(エ)に該当する契約をリストアップし、契約分割の有無、長期・固定化の理由、随意契約の理由等を調査した。

(ア) 同一物品等の調達を複数回に分けて行っているもの(以下「複数回契約」という。)

(イ) 特定又は特定分野の調達案件について、同一業者と5年以上の契約を行っているもの(以下「長期・固定化契約」という。)

(ウ) 予定価格と契約価格が同一のもの(以下「価格同一契約」という。)

(エ) 上記の(ア)～(ウ)のいずれにも該当しないもの(以下「その他の契約」という。)

2. 調査結果

(1) 複数回契約の状況

平成16年度上半期における複数回契約は96件(343契約)であり、その内訳は別表1のとおりである。

(ア) このうち、94件(332契約)は、裁定請求書・送金通知などのセンター帳票及び封筒、卓上プリンター用トナーなどの事務用品について、不足する度に調達したため、複数回契約になっていた。

(イ) その他の2件(11契約)については、次のような理由により複数回契約になっていた。

㊦ 船員保険の被保険者(被扶養者)証の印刷1件(6契約)については、その更新スケジュールに間に合わせるため、印刷の原版を持っていた業者との複数回契約になっていた。

㊧ 日米連絡機関間協議参考資料の翻訳に係る契約1件(5契約)は、翻訳業者の能力や納品期限までの翻訳量等を踏まえて業者選定を行う必要があることから、複数回契約になっていた。

- これらの契約については、翻訳に係る契約のように一括して調達することが困難な場合を除き、一括して競争入札に付すことができるよう、あらかじめ年間の調達数量を見込んだ単価契約にしたり、予め競争入札に付すための準備を行う等の工夫を行う必要がある。

(2) 長期・固定化契約の状況

平成16年度上半期における特定業者との長期・固定化契約は、1,424契約(220業者)であり、その内訳は別表2のとおりである。

(ア) 宿舎等の修繕・保守に係る16契約(3業者)については、修繕する宿舎等の構造(配管・配線等)を熟知していたり、設備の設置をしていた業者に長期・固定化していた。

(イ) 庁舎等の保守・点検に係る95契約(36業者)については、当該機器や設備を設置した業者であり、その保守等を容易に行うことができる又は、同種の業務実績を有するという理由で長期・固定化していた。

(ウ) 印刷に係る715契約(38業者)については、そのうち70契約は不落随意契約、企画競争又は合見積りによる最低価格契約により契約しているものであったが、他の645契約については、印刷の原版を保有している、印刷分野での受注実績が多く信頼性が高いという理由で、長期・固定化していた。

(エ) 庁舎等の警備等に係る 1 1 契約 (5 業者) については、当該業者の警備システムの変更が困難という理由で長期・固定化していた。

(オ) 図書・冊子の購入に係る 1 3 1 契約 (28 業者) については、年金受給者に対する配布用又は業務参考用資料とするため、当該図書・冊子の出版元であるといった理由、利便性・信頼性が高く受注実績を有するという理由で、長期・固定化していた。

(カ) 管理換帳票や磁気テープ等の発送・保管に係る 1 2 3 契約 (10 業者) については、会計法上、当該業務について随意契約ができるとされていることもあり、長期・固定化していた。

(キ) システム関係に係る 1 5 契約 (3 業者) については、当該システムの設計・施行業者であることから、長期・固定化していた。

(ク) 備品、消耗品の購入に係る 1 2 1 契約 (22 業者) については、1 4 契約は合見積りによる最低価格契約によるものであったが、他の 1 0 7 契約については利便性・信頼性が高く当該調達に実績を有するという理由で長期・固定化していた。

(ケ) その他に係る 1 9 7 契約 (75 業者) については、合同庁舎の維持・管理費用として応分の負担をするための契約、宿舍の敷地に係る賃貸借契約、官報掲載に係る契約及び社会保険大学校の講義に係る契約の 1 1 契約 (9 業者) であり、他の競争を許さない唯一の業者という理由で契約していたものであるが、他の 1 8 6 契約 (66 業者) は信頼性が高く受注実績を有するという理由で長期・固定化していた。

なお、「届出用紙等印刷システム」の契約については、本年 7 月末で廃止したところである。

- これらの契約については、いずれも、競争入札、企画競争を基本とし、緊急やむを得ない場合であっても複数社による合見積を徴取するなど、競争性・透明性を高めていく必要がある。
ただし、特定の物品購入など競争を許さない調達案件については、契約相手方との値引き交渉を十分に行うとともに契約の経緯等を明らかにするなど、透明性を高める必要がある。
- また、図書・冊子に係る大量購入の契約については、本年 10 月から調達委員会の審査対象として、調達方法、購入の必要性、購入部数等の精査を行っているところである。
- なお、社会保険オンラインシステムの維持管理等にかかる契約については、現在、「社会保険オンラインシステム刷新可能性調査」を行っており、この結果等を踏まえて見直すこととしている。

(3) 価格同一契約の状況

平成16年度上半期における価格同一契約は20契約(18件・13業者)であり、その内訳は別表3のとおりである。

- 図書・冊子の購入に係るもの8契約(4業者)、システム関係に係るもの6契約(6業者)、消耗品の購入に係るもの2契約(1業者)、電話のトラフィック調査にかかるもの3契約(1業者)及び既に廃止している宿舍の敷地の賃貸借契約1契約(1個人)であった。
- ・ 予定価格の設定にあたっては、調達案件について十分な市場調査等を行い市場価格を反映させるとともに、相手方との値引き交渉を十分に行う。
さらに、競争入札に付すことができるものは競争入札とし、競争を許さない調達案件については、契約の経緯等を明らかにするなど、透明性を高める必要がある。

(4) その他の契約の状況

平成16年度上半期における上記別表1・2及び3のいずれにも該当しない契約は277契約であり、その内訳は別表4のとおりである。

宿舍等修繕・保守に係るもの4契約、庁舎等の保守・点検に係るもの29契約、印刷に係るもの68契約、図書の購入に係るもの20契約、製造・発送業務に係るもの1契約、システム開発に係るもの2契約、備品・消耗品に係るもの69契約、その他84契約であった。

- ・ これらの契約についても、今後は、競争入札又は企画競争を基本とし、緊急やむを得ない場合であっても複数社による合見積もりを徴取するなど、競争性・透明性を高めていく必要がある。
- ・ また、コンビニエンスストアへの国民年金保険料の納付受託に係る契約など、競争を許さない調達案件にあつては、契約相手先との値引き交渉を十分に行うとともに契約の経緯等を明らかにするなど透明性を高める必要がある。

3. 今後の取扱い

今回の調査結果については、調達委員会における審査、今後の契約に反映させる。

また、「業務との関連性が低いと考えられる調達案件」については、業務上の必要性等を精査し、廃止の方向で見直す。

なお、平成16年度上半期における地方庁の随意契約については、現在、鋭意調査を進めているところである。